

長洲町での結婚新生活を応援します！

長洲町結婚新生活支援事業補助金



長洲町では、結婚に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対して、新居の住居費（住宅取得費、賃貸）および引越費用の一部を補助します。

◆対象となる世帯

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した夫婦
- ② 長洲町内の対象住宅に居住し、補助金の申請時点で住民登録をしていること。
- ③ 夫婦ともに婚姻日時点で39歳以下であること。
- ④ 夫婦の所得合計が500万円未満であること。
※貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を所得から控除できます。
- ⑤ 夫婦双方が、次のいずれかを受講していること。
・ライフデザイン支援講座 ・プレコンセプションケア講座 ・妊娠・出産相談 ・共家事・子育て講座
- ⑥ 補助金交付後、2年以上継続して長洲町に居住する意思があること。
- ⑦ 町税等の滞納がないこと。
- ⑧ 本補助金または他自治体の類似補助金を受けていないこと。
- ⑨ 暴力団員等でないこと。
- ⑩ 夫婦それぞれの2親等以内の親族へ支払った住居費や引越費用は補助対象となりません。

◆対象となる経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った費用

- ① 住宅取得費
※リフォーム費用および土地取得費は対象外です。
- ② 住宅賃借費（賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）
※賃料、共益費は、最大6か月分
- ③ 引越費用（引越業者または運送業者に支払った費用）

◆補助額

住居費と引越費用の合計額

- ・夫婦の年齢の高い方が29歳以下 : 上限60万円
- ・夫婦の年齢の高い方が30歳以上39歳以下 : 上限30万円



◆申請期限

令和9年3月31日まで



＜問い合わせ先＞ 長洲町役場 まちづくり課 定住促進係

TEL: 0968-78-3219 FAX: 0968-78-1092

E-mail: teijyu@town.nagasu.lg.jp

◆申請に必要なもの

【共通書類】

- ☐ 長洲町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- ☐ 誓約書兼同意書（別記第1号様式 別紙）
- ☐ 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
- ☐ 夫婦双方の令和8年度（令和7年分）所得証明書
- ☐ 夫婦双方の町内の住所が記載された住民票の写し
- ☐ 夫婦双方の納税証明書（町税等の滞納がない証明書）



【住宅取得の場合】

- ☐ 住宅の売買契約書または工事請負契約書の写し
- ☐ 住宅取得費の領収書または支払金額が確認できる書類の写し

【住宅賃貸の場合】

- ☐ 住宅の賃貸借契約書の写し
- ☐ 賃料等の領収書または支払金額が確認できる書類の写し
- ☐ 住宅手当支給証明書（別記第2号様式）
- ☐ 無職・無収入申立書兼誓約書（補助金の申請時において無職の場合）

【引越しをした場合】

- ☐ 引越費用の領収書等の写し（引越業者または運送業者に支払った費用に限ります。）

【貸与型奨学金の返済額を控除する場合】

- ☐ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（所得証明書で証明された年中に返済した額）

◆補助金交付までの流れ

長洲町内での新生活開始

（令和8年1月1日～令和9年3月31日に婚姻した夫婦）

